

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

国土交通事務次官

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を  
改正する政令の施行について（通知）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成17年政令第47号）が、平成17年3月18日に公布施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、条例の改正等を速やかに行う等、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に対してもこの旨周知願います。

## 記

### 1 改正の趣旨

非常勤消防団員等の障害補償等に係る障害の等級について、地方公務員災害補償法の規定に準じて所要の規定を整備する等の改正を行うこと。

### 2 改正の内容

#### (1) 手指の障害の等級の改定

一手の示指を失ったものに係る障害の等級を第10級から1級引き下げて第11級（一手の中指又は環指を失ったものに係る障害の等級と同一の等級）とし、一手の小指を失ったものに係る障害の等級を第13級から1級引き上げて第12級としたこと。また、これらの改定に伴い、複数の手指を失ったものに係る障害の等級を改定するとともに、手指の用を廃したものに係る障害の等級を手指を失ったものの例に準じて改定したこと。（別表第三）

#### (2) 眼の障害の等級の改定

複視に係る障害については、これまで別表第三に定める各等級の障害に相当するもの（いわゆる「準用等級」）とされており、その障害の等級は、正面視で複視を生ずるものについて第12級、左右上下視で複視を生ずるものについて第14級とされていたが、同表に正面視で複視を残すもの及び正面視以外で

複視を残すものとして掲げることとするとともに、それらの障害の等級について、それぞれ第10級及び第13級としたこと。（別表第三）

(3) その他

所要の用語の整理を行ったこと。（別表第二及び別表第三）

3 適用関係

(1) 施行期日等

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は、平成16年7月1日から適用すること。（改正政令附則第1条）

(2) 経過措置

その他この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。（改正政令附則第2条及び第3条）

政令第四十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一級の項第五号及び第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号及び第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第二級の項第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改める。

別表第三第一級の項第五号及び第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号及び第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第二級の項第五号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第六号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下

肢」を「下肢」に改め、同表第五級の項第四号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第六級の項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第七級の項第六号中「及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失つたもの又は母指以外の四」に改め、同項第七号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第九号中「上肢」を「上肢」に改め、同表第八級の項第三号中「手指」の下に「を失つたもの又は母指以外の三の手指」を加え、同項第四号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したもの又は母指以外の四」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同項第九号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第九級の項第一二号中「を失つたもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの」を削り、同項第一三号中「手指

「の下に」の用を廃したものは母指以外の三の手指」を加え、同表第一〇級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

## 二 正面視で複視を残すもの

別表第三第一〇級の項第七号中「の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の三」を「以外の二」に改め、同項第八号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第一〇号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第一号中「下肢」を「下肢」に改め、同表第一級の項第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「一手の」の下に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第九号を削り、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一二級の項第四号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第六号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第七号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第一四号を第一五号とし、第一三号を第一四号とし、同項第一二号中「頑固」を「頑固」に改め、同号を同項第一三号とし、同項中第一一号を第一二号とし、第一〇号を第一一号とし、同項第九号中「一手の」の下に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第一〇号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの

別表第三第一三級の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第三第一三級の項第八号を削り、同項第九号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とし、同表第一四級の項第四号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第五号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第一〇号を第九号とし、第一一号を第一〇号とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基

準を定める政令（以下「新令」という。）の規定は、平成十六年七月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 新令第二条第三項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年六月三十日以前に治ったとき、又は同日以前に障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおけるこの政令による改正前の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「旧令」という。）第六条第一項又は第七項の規定による障害補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたときにおける新令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償に係る新令別表第三の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第八級

の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第一三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第一級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したものと、同表第一二級の項第一号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第一三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第一四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

3 旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令（以下この条において「読替え後の新令」という。）第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害補償一時金は、それぞれ読替え後の新令第六条第一項又は第



七項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

4 旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第一項又は第七項の規定の適用については、旧令第六条第一項又は第七項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新令第六条第一項又は第七項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第三条 非常勤消防団員等が平成十六年六月三十日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合における旧令第七条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

2 非常勤消防団員等が平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合、又は当該期間において新令第八条第一項第四号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新令第八条の二第四項の妻の当該障害の程度に変更があつたときにおける新令第七条の規定による遺族補償に係る新令別表第三の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、

母指若しくは示指」とする。

3 旧令第七条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令（以下この条において「読替え後の新令」という。）第七条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧令第七条の規定に基づいて支給された遺族補償年金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新令第七条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

4 旧令第七条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新令第七条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧令第七条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新令第七条の規定による遺族補償年金の内払とみなす。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一 傷病補償表（第五条の二、第十一条の二関係）			別表第二 傷病補償表（第五条の二、第十一条の二関係）		
傷病等級	倍数	障害の状態	傷病等級	倍数	障害の状態
第一級	三二三	一～四（略） 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃しているもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃しているもの 九（略）	第一級	三二三	一～四（略） 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃しているもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃しているもの 九（略）
第二級	二七七	一～三（略） 四 両上肢を手関節以上で失つたもの 五 両下肢を足関節以上で失つたもの 六（略）	第二級	二七七	一～三（略） 四 両上肢を腕関節以上で失つたもの 五 両下肢を足関節以上で失つたもの 六（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
別表第三 障害補償表（第六条、第八条、第十一条の二関係）			別表第三 障害補償表（第六条、第八条、第十一条の二関係）		
等級	倍数	障害	等級	倍数	障害
第一級	三二三	一～四（略）	第一級	三二三	一～四（略）

第六級	第五級	第四級	(略)	第二級	
一五六	一八四	二二三	(略)	二七七	
<p>一、四 (略)</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 (略)</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>六・七 (略)</p>	(略)	<p>一、四 (略)</p> <p>五 両上肢を手関節以上で失つたもの</p> <p>六 両下肢を足関節以上で失つたもの</p>	<p>五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>六 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>八 両下肢の用を全廃したもの</p>

第六級	第五級	第四級	(略)	第二級	
一五六	一八四	二二三	(略)	二七七	
<p>一、四 (略)</p> <p>五 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 一上肢を腕関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</p> <p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 (略)</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>六・七 (略)</p>	(略)	<p>一、四 (略)</p> <p>五 両上肢を腕関節以上で失つたもの</p> <p>六 両下肢を足関節以上で失つたもの</p>	<p>五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</p> <p>六 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</p> <p>八 両下肢の用を全廃したもの</p>

	第七級	<p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</p>
	一三二	<p>一 一五 (略)</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 (略)</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 一三 (略)</p>
第八級	五〇三	<p>一・二 (略)</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p>

	第七級	<p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</p> <p>八 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失つたもの</p>
	一三二	<p>一 一五 (略)</p> <p>六 一手の母指及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 (略)</p> <p>九 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 一三 (略)</p>
第八級	五〇三	<p>一・二 (略)</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したものの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p>

第九級	第一〇級
三九一	三〇二
<p>七 一 下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇・一一 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 正面視で複視を残すもの</p> <p>三 一六 (略)</p> <p>七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一 下肢を三センチメートル以上短縮したものの</p> <p>九 (略)</p> <p>一〇 一 上肢の三大関節中の一関節の機能</p>

第九級	第一〇級
三九一	三〇二
<p>七 一 下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一 上肢に仮関節を残すもの</p> <p>九 一 下肢に仮関節を残すもの</p> <p>一〇・一一 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 一五 (略)</p> <p>六 一手の示指を失つたもの又は母指及び示指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の母指の用を廃したものの、示指を含み二の手指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したものの</p> <p>八 一 下肢を三センチメートル以上短縮したものの</p> <p>九 (略)</p> <p>一〇 一 上肢の三大関節中の一関節の機能</p>

	第一級	第二級
	二二三三	一五六
<p>に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>一 一六 (略)</p> <p>七 脊柱に變形を残すもの</p> <p>八 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>九 一〇 (略)</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい變形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に變形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失つたもの</p> <p>一〇 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>一一 一二 (略)</p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 一五 (略)</p>

	第一級	第二級
	二二三三	一五六
<p>に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>一 一六 (略)</p> <p>七 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>八 一手の中指又は薬指を失つたもの</p> <p>九 一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したものの</p> <p>一〇 一一 (略)</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>九 一手の中指又は薬指の用を廃したもの</p> <p>一〇 一一 (略)</p> <p>一二 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一三 一四 (略)</p>

第一四級	第一三級
五六	一〇一
<p>一 一三 (略)</p> <p>二 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>三 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>四 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>五 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>七 一〇 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 五 (略)</p> <p>四 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>六 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>七 一手の示指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>九 一〇 (略)</p>
第一四級	第一三級
五六	一〇一
<p>一 一三 (略)</p> <p>二 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>三 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>四 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>五 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>六 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>七 一一 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>三 一手の小指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>五 一手の示指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>六 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>七 一〇・一一 (略)</p>